様式９（用紙はＡ４判とする）

【初任者研修等に係る会計年度任用職員（非常勤講師）取扱要領　第３　様式第２号】

初任者研修等に係る会計年度任用職員（非常勤講師）の派遣に関する協定書

　岩手県教育委員会（以下「甲」という。）と、市（町村）教育委員会（以下「乙」という。）とは、初任者研修に係る会計年度任用職員（非常勤講師）(以下｢講師｣という。)の派遣について、次のとおり協定する。

第１　甲は講師　　名を乙に派遣するものとし、その派遣期間は、　　　年　　月　　日から

年　　月　　日までとする。

第２　乙は、甲が第１の者（以下｢派遣職員｣という。）に派遣を命じた日と同日付で、派遣職員を講師に併任するものとする。

２　乙は、派遣期間が終了したときは、派遣職員に係る講師の併任を解くものとする。

第３　派遣職員の給与及び費用弁償は、甲が負担し、支給する。

第４　講師には、時間外又は休日の勤務を命じないものとする。

第５　講師の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

２　休暇の取扱いについては、会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところにより与えるものとする。

第６　講師の服務は、乙の職員に関する法令の規定に基づき、乙が監督する。

第７　講師の分限及び懲戒は、甲の職員に関する法令の規定に基づき、甲が行う。

第８　乙は、第２に掲げる任命を行ったときは、辞令及び勤務条件通知書(別紙１)を当該講師に交付し、これらの写しを速やかに乙を所轄する教育事務所の長(以下｢所轄教育事務所長｣という。)に提出するものとする。

第９　乙は講師の毎月の勤務状況を、翌月の２日までに会計年度任用職員（非常勤講師）勤務状況報告書(別紙２)により所轄教育事務所長に報告するものとする。

第10 講師の任用期間の途中において、初任者及び講師のやむを得ない事情によって任用期間を変更しようとするときは、別紙３により協定書の一部を変更するものとする。

第11 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

甲　　岩手県教育委員会

乙　　　　　教育委員会